

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年10月27日

横浜市契約事務受任者  
市民局長 石内 亮

1 契約の概要

特別定額給付金に係る窓口相談業務人材派遣について

特別定額給付金の申請の開始に伴い、特別定額給付金に関する相談対応の業務やその他事務作業に関して人材派遣を行うものである。

2 履行(納品)場所

市内18区役所

3 契約日

令和2年6月3日

4 履行日又は履行期間

令和2年6月8日から令和2年7月10日まで

5 契約金額

13,717,825円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アーデントスタッフ 代表取締役 野口 正一

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13 第2安田ビル 2階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

特別定額給付金申請書の発送後に給付金に関する問い合わせで区役所等へ来庁する市民が急増することが想定されるため、対応体制を早急に整える必要があったため。

8 所管課

市民局総務課定額給付金担当